

3章 金融支援

1. 概要

(1) 中小企業融資制度資金の目的

中小企業融資制度資金(以下「制度資金」という)は、金融機関及び長野県信用保証協会等の協調を得て、低利の融資を行うことにより、中小企業の事業活動に必要な資金の適正・円滑な供給を確保し、中小企業の健全な発展を図ることを目的にしている。

(2) 制度資金の仕組み

資金需要のある中小企業者が一定の要件を充たし審査を通過した場合に、図表 3-1のように金融機関から融資を受け、信用保証協会から債務保証を受ける仕組みになっている。この仕組みのなかで、県としては主に以下の役割を負っている。

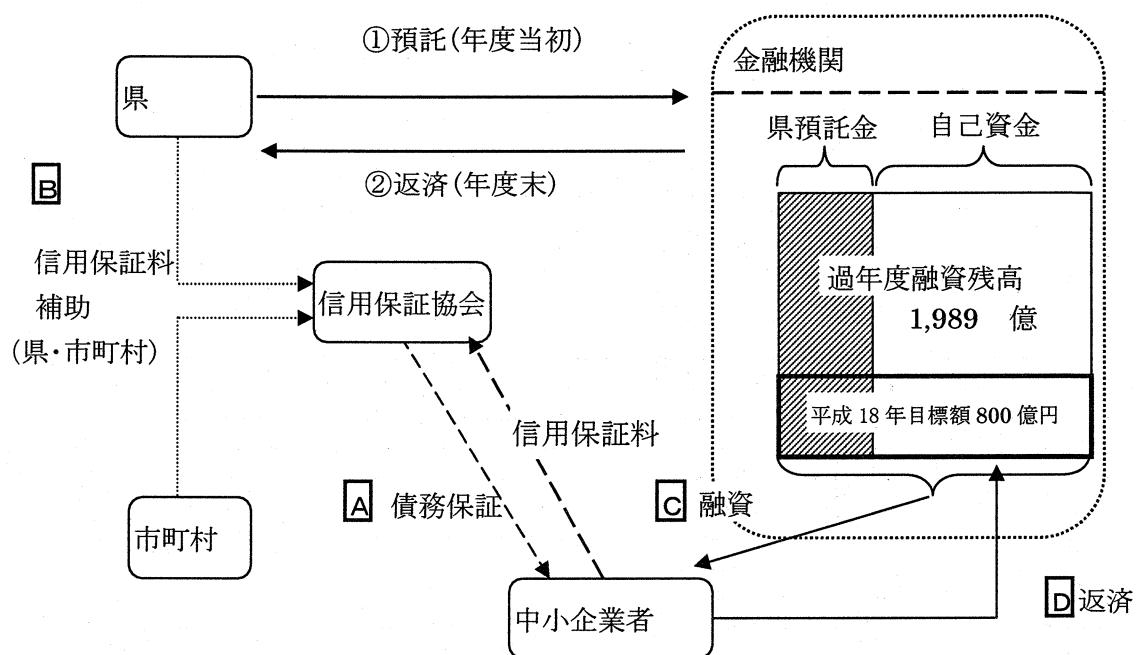
- ① 県では金融機関へ金銭の預託を行っている。金融機関ではこの預託金と自己資金を原資に融資を行うことになるが、当該預託金は無利息となっていることから、金融機関にとって資金調達コストの軽減になっており、融資の促進に寄与している。平成 18 年 3 月末時点で融資残高 2000 億円程度に対し、県は約600 億円を預託している。
- ② 県では信用保証料の一部補助を行っている。これにより中小企業者の負担を軽減し、他方、金融機関の与信リスクを削減することで融資を容易にしている。ただし、技術力等支援資金については信用保証料の補助に加えて、信用保証協会へ損失補償を行っており、代位弁済が行われると県に追加的な負担が発生することになる。

(3) 制度資金の概要

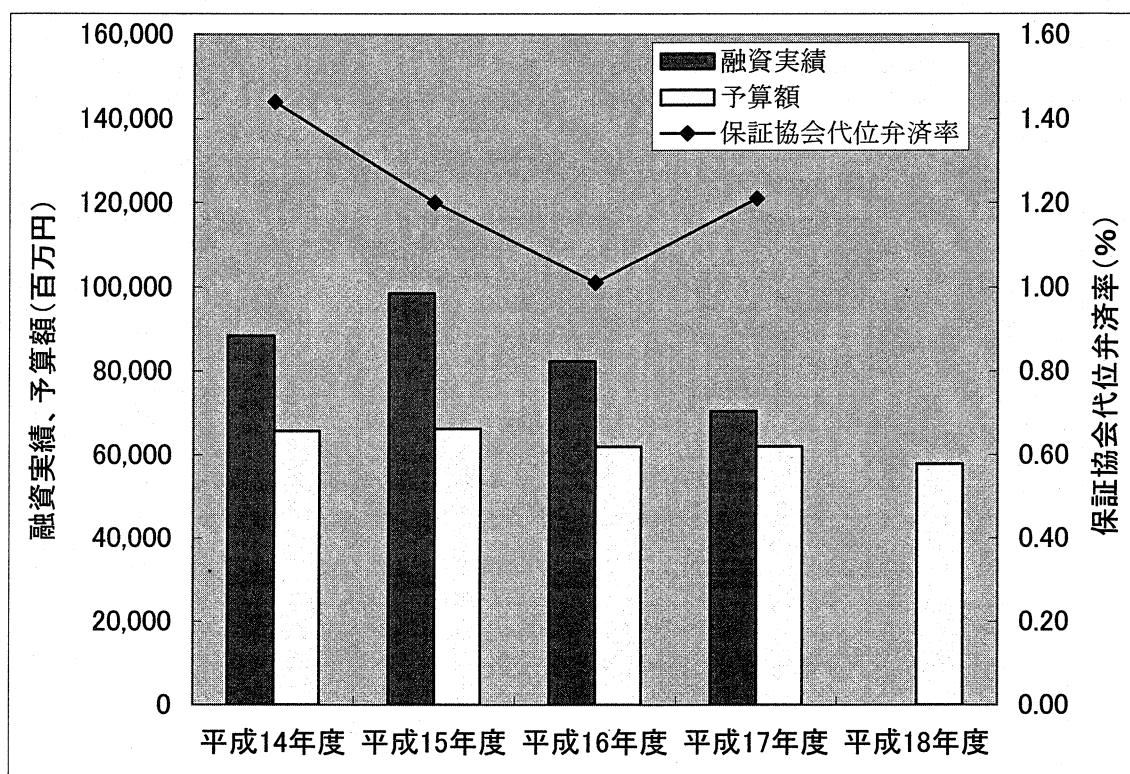
制度資金には、中小企業振興、経営健全化、創業支援、新事業活性化、技術力等支援、再生支援など目的に応じた制度が用意されており、各々の融資の規模や条件は図表3-3の通りである。融資条件は概ね期間5~10年間で、金利は2%前後の固定金利となっており、元利金の支払については半年間から3年間の据え置き期間があり、概ね一般の融資条件よりも有利になっている。

また、融資実績と保証協会の代位弁済率の推移は図表3-2の通りである。融資実績は 700 億円から 1,000 億円の範囲で推移しており、平成17年度は 8,055 件で約 704 億円となっている。これに対して代位弁済率は1%を超える程度で推移しているが、中小企業庁のホームページによれば、全国的には3%前後で推移しており、長野県の制度資金に関する弁済率は相対的に良好である。

図表 3-1 制度資金の仕組み



図表3-2 融資実績と保証協会代位弁済率の推移



図表3-3 中小企業融資制度資金の概要

平成18年度 中小企業融資制度資金の概要について

ビジネス誘発チーム

資金名		融資目標額		融資条件			主な制度改正内容	
		18年度 (当初)	17年度 (当初)	融資 利率	融資期間 ()内は建物等 据置	融資限度額 (組合は別途)		
中小企業振興資金	設備	億円 38	億円 58	年 % 2.20 (1年以下 1.90)	年 7(10)	月 12	万円 6,000	1.国において信用補完制度が見直され、中小企業者等の経営状況に応じて信用保証料率が弾力化されたのを受け、保証料補助制度を見直し。 【見直し前】 ○一般的な保証 1.16%以内 (県・市町村補助 0.92%以内) (事業者負担 0.24%以内) ○セーフティーネット保証等 0.80%以内 (県・市町村補助 0.80%以内) (事業者負担 なし)
	運転	294	263		5	6	3,000 壳債利用別枠 3,000	
経営健全化支援資金	不況対策	設備 262	103 358	1.80	9	12	3,000	【見直し後】 ○一般的な保証 0.5~2.2%の9段階の信用保証料率(※) (県・市町村補助※の4/5) (事業者負担 ※の1/5) ○セーフティーネット保証等 0.80%以内 (県・市町村補助※の4/5) (事業者負担 なし)
	関連倒産防止対策	設備 8	2 5		7	12	3,000	
	災害対策	設備 —	—		9	12	3,000	
	小計	設備 270	105 363		7	12	3,000	
		運転 計	361		10(12)	12	3,000	
			468		5	12	1,500	
創業支援資金	わか者支援資金	設備 5	12	2.00 以下	7(10)	12	3,000	【見直し後】 ○一般的な保証 中小企業者等の経営状況に応じて 0.5~2.2%の9段階の信用保証料率 (※) (県・市町村補助※の4/5) (事業者負担 ※の1/5) ○セーフティーネット保証等 0.80%以内 (県・市町村補助※の4/5) (事業者負担 なし)
		運転 3	—		5	6	1,500	
	小計	設備 3	—	1.50	7(10)	12	3,000	
		運転 7	—		5	6	1,500	
		設備 8	12					
		運転 計	15		7	12	3,000	
新事業活性化資金	事業展開向け	設備	45	55	7(12)	12	10,000	2.創業支援資金に「わか者起業支援資金」を設け、金利を引き下げ。 3.新事業活性化資金に「環境調和向け」を設け、融資対象や融資条件を拡充。 4.経営健全化支援資金の借換措置を廃止。激変緩和措置として中小企業振興資金で1年間の借換措置を実施。
					9(12)※	12	15,000	
		運転	5	4	新事業法等 10(13)	24 (36)	15,000	
					5	12	3,000	
		建設業新分野進出支援	設備 2	2	7※	12	3,000	
					10(12)	24	10,000	
	地域活性化向け	設備	1	1	7	12	3,000	
					7(12)	12	5,000	
		運転	1	1	5	12	1,500	
					10(13)	24 (36)	15,000	
		環境調和向け	設備 9	—	7	12	3,000	
					15	36	3億(特認5億)	
	企業立地向け	設備	6	22				5.中小企業振興資金において、納税証明書添付を原則廃止。 6.信州モデル創造枠継続事業 ・建設業新分野進出支援 ・技術力等支援資金 ・再生支援資金
		運転 計	19	84				
	小計	設備 13	6					
		運転 計	90	90				
技術力等支援資金	設備	0.6	0.6	金融機 関所定	10	24	10,000	6.信州モデル創造枠継続事業 ・建設業新分野進出支援 ・技術力等支援資金 ・再生支援資金
	運転	0.4	0.4		7	12	3,000	
再生支援資金	運転	1	1	1.80	1	—	5,000	
総合計		800 (うち5) モデル創造枠分	800 (うち5) モデル創造枠分					

* 新しい技術・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする者